

暫定サービス利用時の

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）

届出書の提出方法

ポイント①

暫定サービス利用時の届出書の提出は、「居宅」「介護予防」、どちらか1つの届出書のみ提出をしてください。

想定される認定結果（要介護または要支援）を担当する事業者のどちらか1つの届出書のみを提出してください。

- ※ 居宅介護支援事業者と介護予防支援事業者があらかじめ情報共有等の連携をしていることを前提とします。
- ※ 事業者情報を反映した資格者証の交付または被保険者証の返戻を原則、届出書の提出時に行います。（窓口の状況により届出日同日の交付・返戻ができない場合があります。）

ポイント②

認定審査会の結果が、想定される認定結果（要介護または要支援）と異なった場合、事業者間の連携ができていれば、届出日を遡った届出書の提出が可能です。

想定される認定結果（要介護または要支援）と異なった場合、事業者は連携先の居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者と連絡を取ったうえで、認定結果に応じた届出書をあらたに提出していただく必要があります。その際、当初に提出した届出書（ポイント①）の届出日にまで遡っての提出が可能です。

裏面の「届出書提出フローチャート」をご参照ください

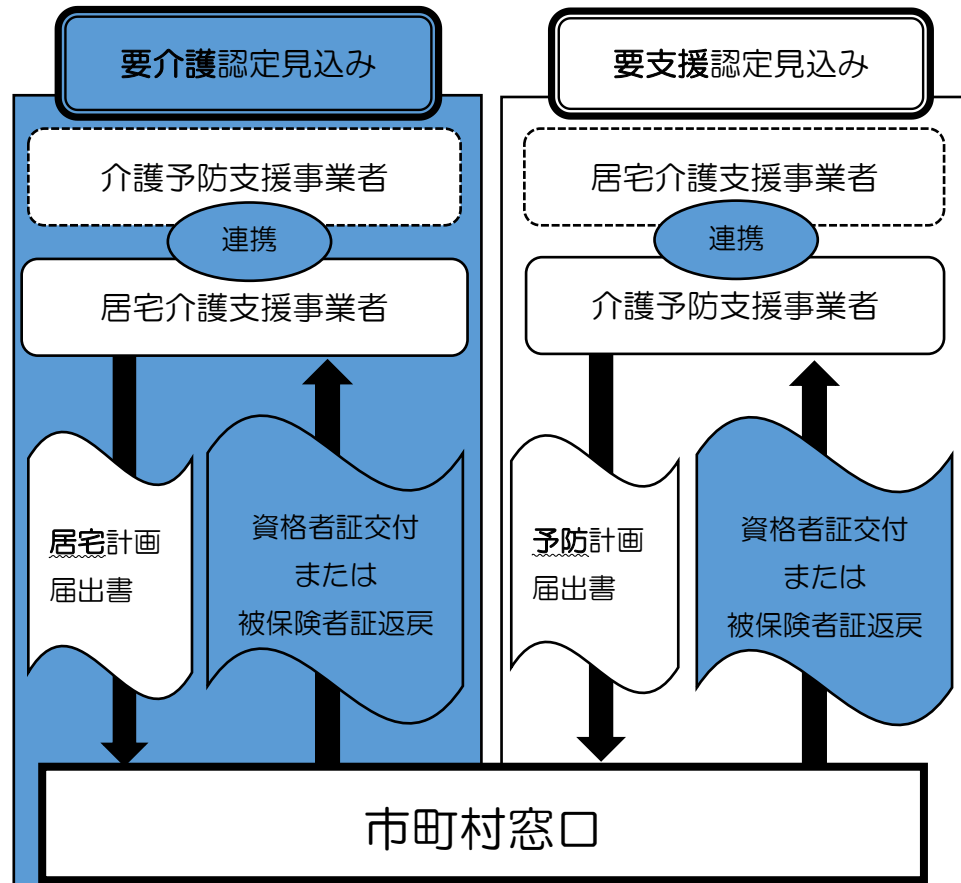
《別添1》「FAQ」「届出書記載例」もご参照ください

届出書提出フローチャート

1 暫定計画

①
事業者間で連携し
て認定結果の見込
みを立て、どちら
かがサービス計画
届出書を作成

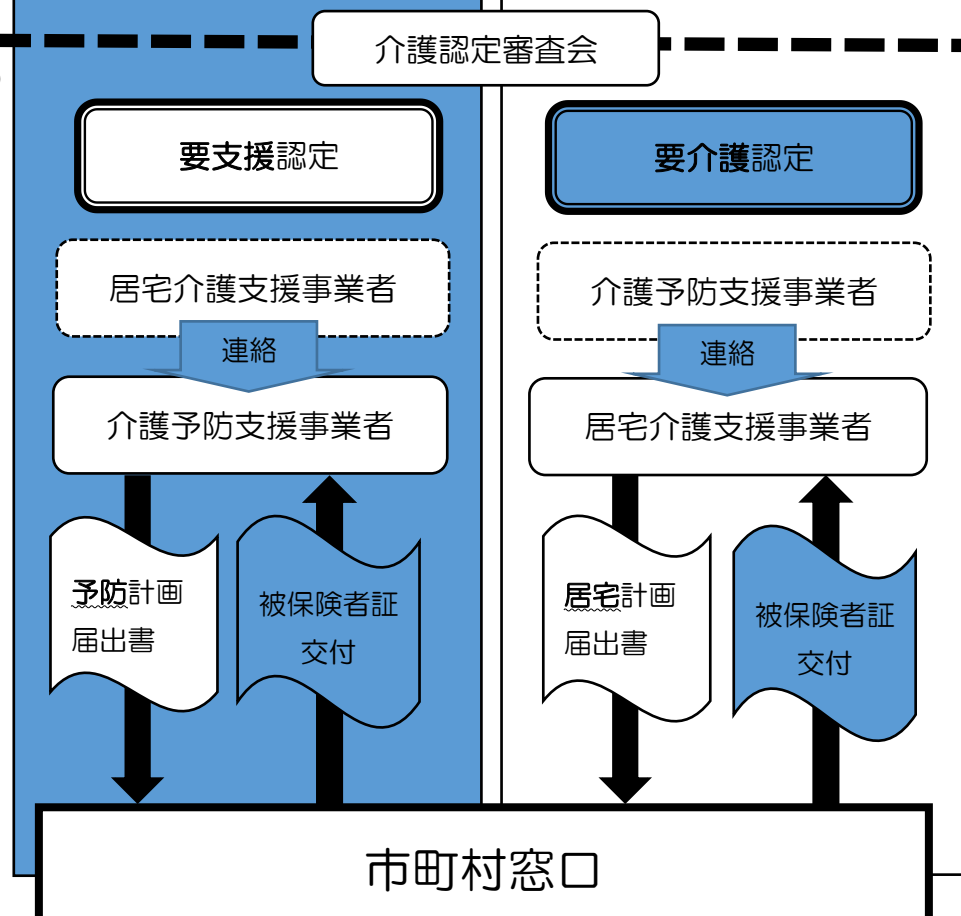
②
事業者が市町村窓
口にサービス計画
届出書を提出
→市町村窓口にて
その場で、資格者
証交付または被保
険者証に届出事項
を記載のうえ返
戻、手渡し★



2 見込みと違う結果が出た場合

③
事業者は①で連携
していた居宅介護
支援事業者または
介護予防支援事業
者と速やかに連絡
を取り、②の届出
日に遡った日付で
居宅／予防計画届
出書を作成

④
事業者は市町村窓
口に届出書を提出※
→市町村窓口にて
その場で修正入力
後、被保険者証を
交付（手渡し）★



※ ②で交付された資格者証もしくは被保険者証を添えてください。

★ 市町村窓口の状況により即日の資格証交付・被保険者証の返戻ができない場合があります。